

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 8     | 公営住宅に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

芦北町長

## 公表日

令和5年9月29日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                   |   |
|--|---|
| ①事務の名称                                 | 公営住宅に関する事務  |
| ②事務の概要                                 | 公営住宅法、住宅条例等に基づく事務を行う。<br>①町営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・居住要件等)<br>②住宅使用料及び敷金の決定<br>③住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理<br>④入居承継、同居の承認、出生・死亡等による世帯情報の確認<br>⑤収入申告書の受理による収入超過者及び高額所得者の認定 |
| ③システムの名称                               | 公営住宅システム<br>収納消込システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                         |   |
| (1)同居者情報ファイル (2)保証人情報ファイル (3)承継者情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                             |   |
| 法令上の根拠                                 | ・番号法第9条第1項及び別表第一 19の項、61の2の項<br>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び46条の3  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携               |   |
| ①実施の有無                                 | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                                | 【情報提供の根拠】<br>・なし<br>(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)<br><br>【情報照会の根拠】<br>・番号法第19条第8号及び別表第二 31の項、85の2の項<br>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条及び43条の4     |
| 5. 評価実施機関における担当部署                      |   |
| ①部署                                    | 建設課   |
| ②所属長の役職名                               | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関                            |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                 |   |
| 請求先                                    | 〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 総務課 0966-82-2511  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ               |   |
| 連絡先                                    | 〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 建設課 0966-82-2511  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年9月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年9月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span> |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ] 接続しない(提供)</span>         |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目    | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------|---|---|------|-----------|
| 平成29年6月1日 | I-3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の19の項</li> <li>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の19の項、61の2の項</li> <li>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び46条の3</li> </ul>  | 事後   |           |
| 平成29年6月1日 | I-4-② | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし<br/>(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二の31の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条</li> </ul>               | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし<br/>(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 31の項、85の2の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条及び43条の4</li> </ul> | 事後   |           |
| 平成29年6月1日 | I-5-② | 下田 研  | 長崎 十三男  | 事後   |           |
| 平成29年6月1日 | II-1  | 平成27年4月1日時点   | 平成29年4月1日時点   | 事後   |           |
| 平成29年6月1日 | II-2  | 平成27年4月1日時点   | 平成29年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和1年6月25日 | I-5-② | 長崎 十三男  | 課長  | 事後   |           |
| 令和1年6月25日 | II-1  | 平成29年4月1日時点   | 令和1年6月1日時点  | 事後   |           |
| 令和1年6月25日 | II-2  | 平成29年4月1日時点   | 令和1年6月1日時点  | 事後   |           |
| 令和4年9月30日 | II-1  | 令和1年6月1日時点  | 令和4年9月1日時点  | 事後   |           |
| 令和4年9月30日 | II-2  | 令和1年6月1日時点  | 令和4年9月1日時点  | 事後   |           |
| 令和5年9月29日 | I-4-② | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし<br/>(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二 31の項、85の2の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条及び43条の4</li> </ul> | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし<br/>(公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 31の項、85の2の項</li> <li>・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条及び43条の4</li> </ul> | 事後   |           |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載     | 変更後の記載     | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----|------------|------------|------|-----------|
| 令和5年9月29日 | Ⅱ－1 | 令和4年9月1日時点 | 令和5年9月1日時点 | 事後   |           |
| 令和5年9月29日 | Ⅱ－2 | 令和4年9月1日時点 | 令和5年9月1日時点 | 事後   |           |